

I 計画改定の趣旨・位置づけ

【改定の趣旨】

本計画は平成13年3月の策定後、平成15年のSARS、平成21年の新型インフルエンザ等を踏まえて改定を重ねてきた。今般、令和2年からの3年余りにわたる新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、新興感染症発生・まん延時の保健・医療提供体制確保の数値目標の設定等を行い、一層の感染症対策の推進を進める。

【本計画の位置づけ】

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第10条の規定に基づき県が策定する予防計画である。

また、県民とともに描いた県政の基本指針「ひょうごビジョン2050」のめざす姿「安心して長生きできる社会」等を実現する感染症対策分野の実施計画である。

【計画の見直し】

概ね6年間の県内における感染症対策の方向性を示すものとするが、国基本指針の見直しや感染症を取り巻く状況の変化等、必要があると認めるときは速やかに改正する。

II 感染症対策の基本的な方向

感染症対策の基本的な方向を下記のとおり定める。

項目	主な内容
新興感染症発生・まん延時の保健・医療提供体制の確保(新)	新興感染症発生・まん延時の保健・医療提供体制の確保の数値目標を設定
感染症対策のデジタル化(新)	より効果的・効率的な感染症対策につなげるため、感染症対策のデジタル化を推進
事前対応型行政の強化	予防計画等に基づく取組みを通じた、平時からの感染症の発生予防やまん延防止に重点を置いた事前対応型行政を推進
感染症の予防や治療に重点を置いた対策	科学的な根拠に基づく県民個人個人の予防及び早期治療に重点を置いた地域社会全体での予防対策を推進
人権の尊重	感染症の予防と患者等の人権尊重の両立を基本として、患者等の個人の意思や人権を十分に尊重した、安心して医療を受けることができ、早期に社会復帰できるような環境整備を促進
情報公開と個人情報の保護	県民の信頼確保のための迅速、的確な情報提供とともに、個人情報の保護を徹底
健康危機管理体制の強化	マニュアルの整備及び体制の充実による平時からの準備の推進を進めるとともに予防接種を推進
県・保健所設置市、市町、県民、関係者・機関の果たすべき役割	感染症の発生予防やまん延防止のための県・保健所設置市、市町、県民、関係者・機関の果たすべき役割を規定し相互の連携と支援・協力を推進
国際協力と病原体の適切な管理	国の国際的取組等に協力し、国と連携して県内施設における病原体管理体制を徹底
予防接種の推進	市町や関係団体と連携し定期的な予防接種の推進体制を強化し、臨時の予防接種実施時の市町への協力を推進
特定感染症予防指針による施策の推進	後天性免疫不全症候群等については、国が制定した特定感染症予防指針に基づき具体的な施策を推進

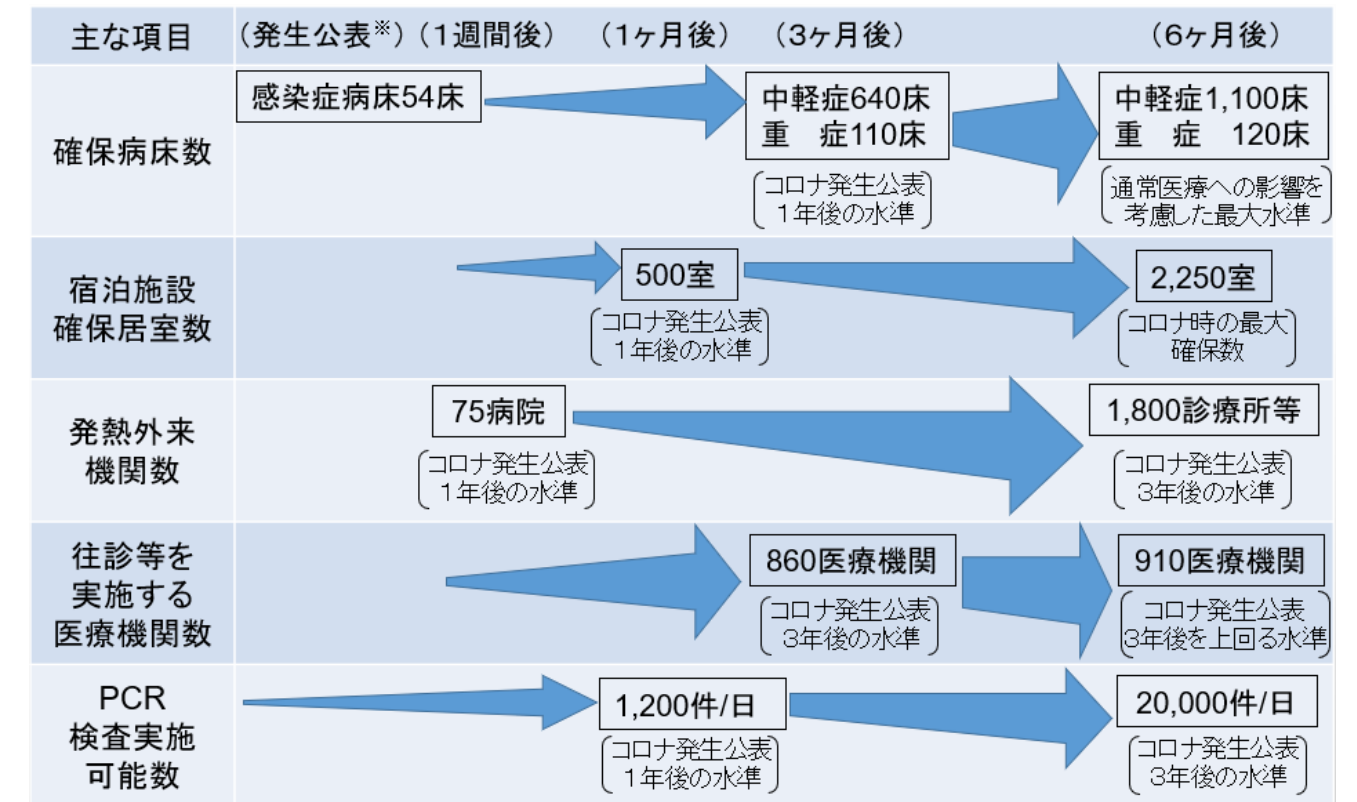
III 予防計画の改定の内容

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、次の新興感染症に備えるため、記載の充実を行う。

(1) 数値目標の設定

新興感染症発生・まん延時の保健・医療提供体制の確保について、数値目標を設定する。
(今後、改正感染症法に基づき、医療機関との医療の確保等に関する協定締結を働きかける。)

【新興感染症発生・まん延時の保健・医療提供体制の数値目標】(主なもの)



※発生公表：厚生労働大臣による新興感染症発生の公表

(2) 今後の取組の方向性(主なもの)

全般	感染症の発生の届出の電磁的届出義務化等を踏まえた感染症対策のデジタル化を推進 兵庫県感染症対策連携協議会等を通じた感染症の専門家等との連絡・連携体制を構築
調査 検査 等	医療DXの推進等も踏まえた情報収集のデジタル化等により感染症・病原体等の情報収集、調査、研究を促進 地方衛生研究所の検査体制の強化や、民間検査機関との検査等協定により病原体等検査体制を整備
医療 提供 体制 等	従来の感染症指定医療機関、結核指定医療機関に加え、改正感染症法に基づく協定及び感染症協定指定医療機関の指定等により医療提供体制を整備 消防機関、民間移送機関等との連携等により感染症患者の移送の体制を確保 新興感染症発生・まん延時における関係団体・機関や民間事業者等との連携等により宿泊施設の確保、自宅療養者等の外出自粛対象者の環境整備を推進
人材 育成 等	新たな感染症対策に対応できる人材の育成を推進、感染症対策の中核的機関である健康福祉事務所・保健所の体制を確保